

第五十一回国会 衆議院 法務委員会 議 録 第十八号

昭和四十一年三月二十四日(木曜日)

午前十時五十二分開議

出席委員

委員長 大久保武雄君

理事 上村千一郎君 理事 大竹 太郎君

理事 小島 徹三君 理事 田村 良平君

理事 濱田 幸雄君 理事 井伊 誠一君

理事 鍛冶 良作君 理事 唐澤 俊樹君

四宮 久吉君 田中伊三次君

中垣 國男君 森下 元晴君

森田重次郎君 神近 市子君

横山 利秋君 竹本 孫一君

竹谷源太郎君 田中織之進君

出席國務大臣

法務大臣 石井光次郎君

國務大臣 安井 謙君

出席府委員

検 査 官 鹽野 宣慶君

法務調査部長

委員外の出席者

総理事務官 秋吉 良雄君

最高裁判所事務 岸 盛一君

判 事 矢崎 憲正君

最高裁判所事務 局長 高橋 勝好君

専 門 員

三月二十四日

委員濱野清吾君、早川崇君及び西村榮一君辞任

につき、その補欠として森田重次郎君、鍛冶良

作君及び竹谷源太郎君が議長の名で委員に選

任された。

同日

委員鍛冶良作君、森田重次郎君及び竹谷源太郎

君辞任につき、その補欠として早川崇君、濱野

清吾君及び竹本孫一君が議長の名で委員に選

任された。

同日

委員竹本孫一君辞任につき、その補欠として西

村榮一君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

最高裁判所裁判官退職手当特例法案(内閣提出

第八二号)

○大久保委員長 これより会議を開きます。

最高裁判所裁判官退職手当特例法案を議題と

します。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。神近市子君。

○神近委員 この間大臣が次席検事会同で、人間

尊重とか、あるいは人権尊重の御決意を語られて

おりましたので、前回の委員会でも、それはどの程

度かと私は言いたかったのですが、この間は大臣

たいへん時間がないとおっしゃったので、まあお

人柄としてあなたのこの御決意は固かろうと思っ

て、その前提のもとにいろいろきょうは御質問申

し上げたいと思っておいでを待っていたわけでご

ざいます。

これは事務局のほうに伺いたいのですけれど、

この前、例の藤庭王といった吉田石松の裁判をな

された小林登一裁判長、それから判事の成田薫、

斎藤寿、こういう方々はその後どういうふうにな

っておられますか、ちょっとそれがわかれば伺

いたいのです。

○矢崎最高裁判所長官代理人 お答え申し上げます。

小林さんはその後おやめになりました、公証人

をなすっておいでになります。それからあとの成

田さんと、陪席をなさいました裁判官は現在やは

り名古屋で裁判官をなさっておいでになります。

○神近委員 これは私があとでお尋ねすることに

関連してきますけれど、もう一つ、福岡事件の第

二審をやった島田さん、これはフルネームはわか

りませんか。裁判の途中で、第二審をやっている

に、判決の途中にこの人が転任になり

まして、そしてそのあと筒井さんという方がやる

のですけれど、この筒井さんというのは一回も公

判を開かないで判決を言い渡した。その判決のも

とは、島田さんの第二審における公判の記録によ

らないで、第一審をそのまま使ったということが

調査で出てくるのです。そういう意味で、この判

決直前に島田さんをやめさせた、その島田さんとい

う人がどうなったかということを知りたいので

すけれど、それはわからないでしょうね、フル

ネームもわからないし……。

○矢崎最高裁判所長官代理人 実はいま御質疑の

島田裁判官につきまして、私現在のところ承知い

たしておりませんので、できるだけすみやかに尋

ねまして、間に合わせてお答え申し上げたいと存

じます。

○神近委員 私がこのことに触れますのは、これ

からちょっとお尋ねしようと思うことに関係があ

るからです。これはせっかく大臣が人間尊重ある

いは人権擁護ということをやったっておられるの

に、良心的なこういう人たちは、私も裁判官

として最も貴重な存在だと思ふような人たちが、

いられなくなるという、この官僚制度に私は疑問

があるのです。それで、たとえばダイヤモンド事

件で青木斌という人が死ぬ事件があるのですけれ

ど、これは決算でこの間もやったことなんですけ

れど、そのダイヤモンド事件で殺された青木とい

う人、この人の裁判をやることになっていったのは

大槻さんという検事さん、ところが大槻さんがか

ぜをひいたそうで、かぜをひいたというだけのこと

で、これは違った人がやっています。この大槻さ

んも、それからいまの吉田事件の人も、みんな弁

護士になってしまふのです。法務官僚というもの

がいかにいづらいか、良心を持った人、あるいは人

間的なものを、あるいは人権を擁護しようとい

うような人が、いづらいつころになつていくとい

うことが、私も非常に心配なんです。それでこ

の三人のことをお尋ねしたのですけれど、これは

あとでもまた触れますけれど、なぜこういうこと

を私が問題にするかといいますと、名前を伏せて

おきますけれど、非常にりっぱな理學博士が告白

していることがあるのです。これはある雑誌でご

ざいますけれど、これは今日の官僚制度というも

の批判でありまして、結局官僚が出世するため

には、なまけるほうが一番いいそうです。これは

きょうの東大の落第生が非常にふえたという記事

をごらんになったでしょう。この人も同じことを告

白しています。大学に入つてみたら非常につまら

なくなつて、そうしてもうやめようかと思つてな

まけて歩いていて、ところが、あるときひょっと

自分で考え出して——幻滅を感じて、もう勉強は

したくなくなつて、悩みに悩んだあげくにひょっと

自分がみんなの幸福のために生きるのだというよ

うな理性を取り戻して、初めて勉強というものが

できるよになつた。それからやつと立ち直つた。

ところがこの大学、いま興味をなくして、ただ出

世のために勉強するといふような大学になつてし

まった。それで、これを出ると役人になるでし

う。そしてたとえば大蔵なら大蔵、あるいは建設

なら建設、その官僚の中に入ると、今日の大学

生に希望を失わせたと同じように、何でも黙つて

その筋のいくところについていきさえすれば出世

第一類第三号

法務委員会議録第十八号

昭和四十一年三月二十四日

第一類第三号

法務委員会議録第十八号

が早いのだそうです。それに異論を持ちたり、あるいは疑問を持ちたりする者は、結局いま申し上げたように弁護士になるか、あるいは会社に入るか、そういうようなことで脱落していく。それは私ほかの場合は私の関係するところでないけれども、人間の、人権の擁護ということが一番大きな目的でなければならぬ法務官僚にそのことが出てきたならたいへんだと思うのです。ところが非常に不幸なことには、私はこれは日本の一つのいまの悲しみだと思うのですけれども、裁判というものが非常に時間がかかって、手間がかかる。私はこれ

へん嘆かわしいと思つてゐるのですけれども、その点あなた方はどういふふうに弁解なさいますか。私も、予算の問題では、大体において多くなつたほうがいいということを横山委員からも申し上げたし、私もそれに賛成だつたのは、裁判がもう少し能率的にできなければならぬと考へたからだつたのです。それで、いま私が申し上げたことについて、官僚制度というものではないとあなた方はおっしゃるのですか。そして、あつてもなまけ勝ちだということとは言えないとおっしゃるのですか。どちらなんですか。

件で処理できるように、手続を二つに分けて考えてみたかどうかというような制度面の検討等もいろいろいたしているわけでございますけれども、いろいろと問題がございまして、なかなかすっきり迅速にすべての事件がいつていないというのが現状でございます。しかしその事件の処理に当たります各裁判官につきましては、いま御指摘のように決してなまけているわけじゃございませんで、ほんとうに一生懸命になりまして、うちに記録を持って帰って、夜おそくまでかかちまして、十一時、十二時というころまで記録も見、また法

対して弱い。その一つのごく卑近な例をあげてみましょうか。この間こども問題になったのですけれども、国士館大学の事件があります。その暴力事件で、単純な暴力事件なのです。――検察庁の方いらっしゃるでしょう。単純な暴力事件です。それが一昨年の十月二十三日に起こった事件を昨年の四月一日まで告発しなかった。それはこの被害者の方が何か考えがあって、自分の地位を確保しておきたかったか、あるいは首になるのがこわかったのか、そこはわかりませんけれども、ともかく四月一日に玉川署から告発している

はぜひ大臣にお聞き取りを願つて、何とかこれをよくするほうに向いていただきたいと思うのです。なまけ者にならなければ官僚では出世ができないというあほうなことは、私たちは許しておくことはできないと思うのです。特に法務官僚にそれが著しく見えるということです。裁判の非常にくれるということ、それから変な裁判が相当行なわれているということ、そういうことに私はよく出ていると思うのです。私は訴追委員もやっていますけれども、この間訴追委員で、裁判が非常におくれているじゃないか、問題によつては議員でも訴追ができるのかという話を聞いたことがありました。そうしたら、議員で訴追するということには、委員をやめればよいということ、それからもう一つは、裁判は大体平均で一年で片づけてお

○矢崎最高裁判所長官代理者　ただいま御指摘の
ように、裁判がおくれている、早くないというお
しかりでございますが、早く処理されているもの
も多々あるのはございますけれども、おそいも
のも相当あるわけでございます。そこで、たとえ
て申し上げますれば、東京の地方裁判所の刑事部
におきましては、ちょうど三年少し前から旧件処
理部というものを設けてまして、おくれております
事件を集めまして、それを集中審理で、できるだ
け早く処理しようというような特別な方策を考え
まして、着々その成果をおさめまして――御承知
のように旧件と申しますのは、いろいろなことが
原因になりました、裁判官が一生懸命にやろうと
思ってもなかなかできないような事情もあり、また
当事者のほうにもいろいろな事情がありましてそ

律問題もいろいろ調べたりいたしまして、たいへんな努力を払っているのが偽りのない現状でございます。そして裁判官は、お互いの間にそれぞれ事件の処理の度合いがわかるようなかつこうになっております。たとえば自分の隣の部屋にいる裁判官が、どういうように事件を処理して、どういうように法廷の処理をやっているかというようなことも十分わかるようになっておりまして、おのづから裁判官の中ではお互いに励まし合ひまして事件を処理するというようなかつこうができていくわけでございまして、裁判官に関しましては、ただいま御指摘のような官僚というような空気と申しますか、そういうものはないと思っております。こゝら申し上げていいのではないかと思っているわけでございまして。

のです。幾ら檢察庁は働いておっしゃって
も、まだこれを起訴するのかしないのかというこ
ともきまっていないうじやありませんか。この間刑
事局長に聞いたところでは、八人の参考人から検
察庁は聞いているとおっしゃったんですけれど
も、これはどうした状態か、もしおわかりの方が
あったら伺わせていただきたい。これは大臣を前
にしてお気の毒ですけれども、大臣のお名前が
かってに使われたというようなことをおっしゃっ
たんですけれども、ともかく顧問としてあの大学
にいられるということになっておられる。総理大
臣も、それから外務大臣も、こういう人たちがみん
な顧問に名を連ねて、そして昨年の七月八日には
入閣の祝賀までやっているというのが実態なんで
す。それで、その学校のことだからということ

ります、こういう話です。それが事実かなと思つて、帰つてきて調査をしてみますと、交通事故が入るから一年というような甘い点数が出たのであつて、交通事故というものは、早ければ三ヶ月か四ヶ月で片づく。それを入れての平均だから一年ということになるのですけれども、きょう判決が出ましたところの青梅事件なんかも考へてみていただきたい。これは十年年かかっているでしょう。そういうようなことはやはり怠慢であり、あるいはさつき申し上げたようなまげ者が一番出世をするというところに私は問題があると思うのです。そういう意味で、私はさつきの良心的な者がいづらくなるような法務官僚ということをつたい

れが一緒になっておくられているのが原因といわれているわけでございますけれども、そういうような事件を東京刑事部では集めまして、鋭意その事件の処理にかかりまして相当の成果をおさめているわけでございます。しかしそれかと申しまして、決していま御指摘のように事件がすべて早くいつているわけではございません。おそい事件もあるわけでございます。こういうような事件につきましては、われわれのほうといたしましても制度の面、たとえて申し上げますれば刑事の事件を例にとつて申し上げますと、アレンメントの手続をとつたらいいかどうか。もう少し簡単な事件は簡単な事件で処理できるように、複雑な事件は複雑な事

○神近委員 幾らかよくやっているとおっしゃるけれども、吉田石松の事件は再審を頼んで五十年かかっているでしょう。きょう青柳事件がやっと解決をしたけれども、これも十二年かそこらかかっている。私は幾らあなた方が一生懸命やっているとおっしゃっても、何か納得できないことがたくさん出てきているということ、それは大臣が切望されているところの人権あるいは人間を守るという意図にそぐわないものだと思う。

もう一つは、あなた方が非常に権力に弱い。これは例をあげるとおっしゃれば幾らでも私あげますけれども、時間があまりないからその例をあげるということとはできないのですけれども、権力に

が、大臣が顧問をなさっている、あるいは総理大臣も顧問をなさっている学校だからという御遠慮があったのではないかということが、一般に関係者には疑われて、これは文部委員会ですいぶん問題にしているようですから、そちらでなにも思うのですけれども、この間刑事局長は八人参考人と呼んだというだけのこと、一年です、四月一日です……。それでまだ起訴するかしないかきめてない。単純になぐつたりけつたりを、二百人も学生や教授がそこで見ているところをやった。ただ特殊の事情があつた学校にはある。私はそれでどうかと思うのです。幾らあなたが能率的にやっているとおっしゃつた、検査官というものは一

上改善を行なうべきであると思うのであります
が、いかがでございますか、一言。

○安井國太郎大臣 お話のように、国家公務員の
給与は民間のそれに比較して常にバランスをとる
ように心がけております。しかし、いろいろ御指
摘のような点もあるかと思ひます。さらに十分
民間企業と比較検討いたして、改善すべきものがあ
れば今後積極的に改善いたしたいと思ひます。

○横山委員 「あれば」というのがどうもひっかか
るのであります。「あれば」がなければいいので
す。私どもとしては、最高裁の裁判官が一つの
特殊な理由によって上げられるという説明では
ありませんけれども、それらについては、いろいろ
質疑応答の末、私どもとしては均衡論、それから
退職手当の理論からいって異議なしとしないので
あります。しかし、かりにそういうことでありま
しても、引き上げられるとするならば、均衡上、
下級裁判官や検察官等が引き上げられることは当
然であらう。その点については与野党一致をする
わけでありませう。そうだといたしますと、当然国
家公務員、三公社の職員についても、均衡上引き
上げなければならぬということへ、結局はいくど
思うのであります。あなたの御意見は、今日まで
の民間とのつり合いをおっしゃっているのですけ
れども、ここに新しい退職金についての発展が
あるのです。それをあなたは考慮をしていただか
なければならぬというのが私どもの所論でござい
ます。民間給与ももちろん今日までの理論から
いって当然ではございますけれども、本日ここで
決定いたします国会の意思を尊重して、国家公務
員並びに三公社の退職金についても、検討の上改
善をしていただきたいのであります。その方向
で御答弁をお願いいたします。

おきたいことは、裁判官や検察官の給与は独特の
ものでございまして、一般国家公務員とは関係が
ないのであつて、関連してと言われると、何か
こつちを上げたところちも上げなければいかぬ、
そういうのではなしに、別の意味で国家公務員の
退職金等を考へてあげることではないかと感ず
るものでございまして、その点ひとつ……

○横山委員 別にここで討論をするわけではあり
ませんが、私の意見を申し上げて同僚議員の誤解
を解きたいと思ひます。
同僚議員は錯覚におちいつてゐるのでありま
す。私どもの立場とは別でありませうけれども、本
法案は最高裁判所の特殊事情、裁判官の特殊事情
という点に力点が置かれてゐるわけでありませう。
しかし、その特殊事情は意見書のものと考え方が
相違する点がある。したがつて、本院はこの法案
に附帯決議を付して、裁判官並びに検察官等の給
与並びに退職金についても改善をするべきである
という附帯決議を付することになっております。
そうだとしたならば、本院の意思は、最高裁判所
の裁判官が上げられた理由と、それから附帯決議
の趣旨とは若干違ふという、意見の相違はあるか
もしれませんけれども、しかしながら、この裁判官
並びに検察官一般も上げるべきであるという立場
は変わりはないのであります。それが上げられれ
ば、それとまた兄弟相和す国家公務員並びに三公
社の退職金を、当然均衡上から上げざるを得ない
のではないかと、こういうふうな発展すると、こう
言つてゐるのでありますから、わざわざ私の質問
を打ち消すような誤解、錯覚におちいられないよ
うに、ひとつ同僚議員に了解を求めたいのであり
ます。

た。
○大久保委員長 これより討論に入る順序であり
ますが、討論の申し出もありませんので、直ちに
採決に入ります。
採決いたします。最高裁判所裁判官退職手当特
例法案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○大久保委員長 起立多数。よつて、本案は原案
のとおり可決すべきものと決しました。

○安井國太郎大臣 一般検察官あるいは裁判官等の
給与が改善されるというような場合におきまして
は、その事情を十分一般公務員の場合にも考慮い
たして考へてまいりたいと思ひます。

○小島委員 私、何も横山委員の質問に異議を申
し立てるわけではございませんが、はっきりして

○大久保委員長 この際おはかりいたします。本
案に対する質疑はこれにて終了いたしました。と存じ
ますが、これに御異議はございませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕

○大久保委員長 御異議なしと認めます。よつ
て、本案に対する質疑はこれにて終了いたしましたし
ます。

○大久保委員長 御異議なしと認めます。よつ
て、本案に対する質疑はこれにて終了いたしましたし
ます。

○大久保委員長 御異議なしと認めます。よつ
て、本案に対する質疑はこれにて終了いたしましたし
ます。

○大久保委員長 御異議なしと認めます。よつ
て、本案に対する質疑はこれにて終了いたしましたし
ます。

○大久保委員長 御異議なしと認めます。よつ
て、本案に対する質疑はこれにて終了いたしましたし
ます。

○大久保委員長 御異議なしと認めます。よつ
て、本案に対する質疑はこれにて終了いたしましたし
ます。

○大久保委員長 御異議なしと認めます。よつ
て、本案に対する質疑はこれにて終了いたしましたし
ます。

○大久保委員長 御異議なしと認めます。よつ
て、本案に対する質疑はこれにて終了いたしましたし
ます。

○大久保委員長 御異議なしと認めます。よつ
て、本案に対する質疑はこれにて終了いたしましたし
ます。

○大久保委員長 御異議なしと認めます。よつ
て、本案に対する質疑はこれにて終了いたしましたし
ます。

○大久保委員長 御異議なしと認めます。よつ
て、本案に対する質疑はこれにて終了いたしましたし
ます。

○大久保委員長 御異議なしと認めます。よつ
て、本案に対する質疑はこれにて終了いたしましたし
ます。

○大久保委員長 御異議なしと認めます。よつ
て、本案に対する質疑はこれにて終了いたしましたし
ます。